

令和 2 年 6 月 12 日

保護者 様

大 阪 市 教 育 委 員 会
こ ど も 青 少 年 局
大 阪 市 立 真 田 山 小 学 校
校 長 大 澤 啓 司

学校における令和 2 年 6 月 15 日からの通常授業の再開について（お知らせ）

平素から本校の教育活動にご理解、ご協力いただきありがとうございます。

さて、先に令和 2 年 6 月 1 日（月曜日）から 6 月 12 日（金曜日）までの分散登校による学校の再開をお知らせしたところです。このたび、大阪における感染状況を踏まえ、児童生徒の感染拡大防止を図るため行っておりました分散登校は**令和 2 年 6 月 12 日（金曜日）まで**とし、**大阪市立の全ての小学校・中学校にて 6 月 15 日（月曜日）から通常授業を再開**いたします。

つきましては、学校において通常授業を再開いたしますが、保護者の皆様におかれましてもご理解賜り、これまでの臨時休業・分散登校中と同様にご家庭でのお子様の健康状態の把握（健康観察表への記入を含む）及び心身の健康と安全、安心への配慮、感染症予防の指導等について、よろしくご理解ご協力を重ねてお願い申し上げます。また、いきいき放課後事業についても、6 月 15 日（月曜日）から再開しますが、3 密の中でも特に密集回避のため、ご家庭等でお子様の監護が可能な方は必要最小限でのご利用をお願い申し上げます。

なお、新型コロナウイルス感染症に伴う対応については、日々状況が変化しているため、変更が生じる場合があります。その折は、改めてお知らせいたしますので、よろしくお願い申し上げます。

記

1 学校における通常授業の再開

- ・ **令和 2 年 6 月 15 日（月曜日）から通常授業を再開します。**

2 学校の再開後の授業等について

- ・ 感染防止策を講じたうえで、通常の授業を実施します。登校は、通常どおりお願いします。
- ・ 給食を実施します。
- ・ 新型コロナウイルス感染症の状況により、授業を急遽中止することがあります。その場合、学校のホームページでお知らせしますので、定期的にご確認いただきますようお願いいたします。
- ・ 引き続き、登校に際しては、**必ずマスクを持参するようお願いいたします。**（登下校中も、友人等から距離を確保できない場合は、着用をお願いします。）マスクの色・柄は問いません。なお、ご家庭でのマスクの準備においては、市販のマスクの確保が困難な場合は、手作りマスクの作成・使用についてもご協力ください。
- ・ 引き続き、登校に際しては、**お子様やご家族の健康状態を記入した健康観察表をお子様を持たせてください。**学校で健康観察表の確認をいたします。

3 いきいき放課後事業について

- ・通常のいきいき放課後事業は、6月15日（月曜日）から再開します。なお、感染防止策を講じながら実施しますが、場所や人員にも限りがあり、また、いきいき活動は学校生活に比べてお子様同士の距離感が近いと、当面、家庭等でお子様の監護が可能な方は、できるだけ参加を控えていただくなど、ご協力をお願いします。
- ・マスクを着用いただくなど、可能な範囲で感染症対策に努めてください。

4 家庭での日常の健康状態の把握のお願い

- ・学校における通常授業が再開した後も、引き続きご家庭で、毎朝、お子様の体温を測る等、ご家族のみなさまの健康状態のご確認をお願いします。健康状態の確認に際しては「健康観察表」を使用し、ご家庭で記載いただくとともに、4週間分は保管いただくようお願いいたします。また、登校に際しては、必ずお子様に持たせるようにしてください。

・**お子様が、次の状況になった際は、学校に電話等でご連絡のうえ、家庭での休養をお願いします。**

授業日ですが、子どもの安全を確保するため、欠席扱いとはなりません（出席停止）。

- ① お子様が、新型コロナウイルスの感染が判明した場合、もしくは新型コロナウイルスの感染の疑いにより PCR 検査（核酸増幅法検査）を受検することとなった場合
- ② お子様が、保健所等から濃厚接触者と認定された場合
- ③ お子様と同居されているご家族が、保健所等から濃厚接触者と認定された場合
※状況等により登校いただける場合がありますので、学校にご相談ください。
- ④ お子様に、発熱等のかぜの症状が見られる場合

具体的には、微熱(普段の体温より高い状態)・発熱(体温が 37.5 度前後より高い状態)以外に、咳・呼吸困難、全身倦怠感、咽頭痛、鼻汁・鼻閉、におい・味がしない、頭痛、関節・筋肉痛、下痢、嘔気・嘔吐等、平常と異なる体調がみられる場合

なお、お子様の症状が改善された場合でも、すぐに登校させるのではなく、治った翌日・翌々日は家庭で休養してください。

- ⑤ お子様と同居されているご家族が、PCR 検査（核酸増幅法検査）を受検することとなった場合
※新たに加わった項目です

- ・上記④の場合で、お子様の健康状態に、次のめやすの症状が確認された場合は、「新型コロナウイルス受診相談センター」（電話番号：06-6647-0641）へご相談願います。

◆「新型コロナウイルス受診相談センター」へ相談するめやす

- ・強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）、高熱がある。
- ・かぜの症状や発熱が続いている（解熱剤を飲み続けなければならない時を含む）。
- 基礎疾患等のある方は、症状があれば速やかに。

※「新型コロナ受診相談センター」に相談し、受診を勧められた医療機関がある場合は、その医療機関を受診ください。（複数の医療機関を受診することは、お控えください）

※医療機関を受診するときは、マスクを着用し、手洗いや咳エチケット（咳やくしゃみをするときは、マスクやティッシュを使って口や鼻をおさえる）の徹底をお願いします。

- ・授業中、児童いきいき放課後事業中に発熱等の症状がみられた場合は、お迎えをお願いしますので、連絡を取れるようにお願いします。

5 新型コロナウイルス感染症の予防

緊急事態宣言は解除されましたが、ご家庭の皆様で、感染防止の3つの基本対策（身体的距離の確保、マスクの着用、手洗い）等の「新しい生活様式」を実践いただく等、新型コロナウイルス感染症の予防に努めてください。

○十分な睡眠、適度な運動、バランスのとれた食事を心がけてください。

○手洗いが大切です。外出先からの帰宅時や調理の前後、食事前、トイレ後、咳やくしゃみ、鼻をかんだ後などにこまめに流水と石鹸で手を洗ってください。

○咳などの症状のある方は、咳エチケットを行ってください。

○1～2 時間に一度、5～10 分程度窓を大きく開け、室内の空気を入れ替えてください。

○換気を励行してください。

○①密閉空間で換気ができない、②人が多く集まる、③近距離での会話や発声が行われる、の3つの条件が同時に重なる場所は避けましょう。